

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は妥当である。

第 2 異議申立てに至る経緯

1 開示の請求

異議申立人は、平成 15 年 12 月 24 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、「東広島地域事務所建設局竹原支局における局内運営審議会（会議の名称は問わないが、竹原支局管内で発生している不服申立てや苦情が問題となっている事案にかかる現状と対応策についての内容が課題となった協議会を含む）の議事録の開示を請求する。なお、対象期間は、平成 15 年 4 月 1 日以降、当該開示請求書にかかる開示決定日までに開催されたものとする。」という内容で行政文書の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、「東広島地域事務所建設局竹原支局における局内運営審議会（会議の名称は問わないが、竹原支局管内で発生している不服申立てや苦情が問題となっている事案にかかる現状と対応策についての内容が議題となった協議会を含む）の議事録」について、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成 16 年 1 月 6 日付で異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 16 年 1 月 13 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成 15 年 11 月 25 日付け東広建竹第 219 号による行政文書不存在通知書以降の状況を確認するために開示請求したが、平成 16 年 1 月 6 日付け東広建竹第 296 号による行政文書不存在通知書により、東広島地域事務所建設局竹原支局（以下「竹原支局」という。）内における局内運営審議会（会議の名称は問わないが、竹原支局管内

で発生している不服申立てや苦情が問題となっている事案に係る現状と対応策についての内容が議題となった協議会を含む。)の議事録が全くないとの不適法な通知を行った。

- (2) 一般的に、審査請求事案は、いわゆる「重要事案」として位置づけられるものと思料されるが、当該審査請求事案の経過や対応策を月例の審議会等で全く扱わないというのは、不自然な回答（不存在通知）である。
- (3) 上記の内容のとおり、竹原支局は、常識的には当然存在すると考えられる審議会等の協議録が全く存在しないとの不適法な処分を行ったものであることから、該当する文書を速やかに開示するよう要求する。
- (4) 異議申立人等は、平成 15 年 4 月 22 日付けで砂防指定地内における制限行為の実施及び砂防設備の占用並びに普通河川等土木工事を申請しているが、当該申請に関する竹原支局内の方針決定や平成 15 年 7 月 15 日付けで提出された審査請求書に関する弁明書の提出、並びにその後の平成 15 年 10 月 21 日付けで提出された反論書に対する再弁明書の作成を含む対応策の検討等の協議が、竹原支局内の関係部署（東広島地域事務所内調整会議を含む。）の間では全く開催されておらず、担当者の裁量に任されているとも受け取れる内容の処分である。
- (5) 広島県知事は、平成 19 年 11 月 21 日付け東広建竹第 419 号による理由説明書の中で、「不服申立てに対しては、案件毎の個別対応事案として、竹原支局では、当該案件に直接関与する部署が対応するが、当該不服申立てに至るまでの間に、当該案件に対する意思決定に関して、会議を行うようなことはしていないし、担当者が集まって協議をするようなことがあっても議事録は作成していない。」とし、職員の一部が裁量権を濫用している実態を補足説明しているとも受け取れる。
- (6) 審査請求事案は、いわゆる「重要事案」として位置づけられるものと考えられることから、当該審査請求事案の経過や対応策を月例の局内運営審議会などで協議・決定していると思料するのが自然である。仮にそうでなければ、審査請求事案を著しく軽視しているか、または、担当者の絶大な裁量権を容認する公務員体質が蔓延しているということになる。
- (7) 以上のことから、局内運営審議会（不服申立てや苦情が問題となっている事案にかかる現状と対応策についての内容が議題となった協議会を含む。）の議事録は当然に存在すると思料されるため、開示請求の対象とした文書を速やかに開示するよう要求する。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件処分を行った理由については、おおむね次のとおりである。

- 1 竹原支局管内で発生している、不服申立てのうちの行政不服審査法が適用されない広い意味での不服申立てや苦情（以下「苦情等」という。）に対しては、当該苦情等に直接関与する部署が聞取票等を作成し、必要に応じて関係部署と協議のうえで、対応策等の決定及び措置をしているが、最終的には支局長の決裁（承諾）を得ている。
しかし、関係部署との協議及び所属長の決裁（承諾）を得るための経過説明に、条例第 2 条第 2 項に規定する、行政文書としての議事録を作成しているものではない。

- 2 行政不服審査法に基づく不服申立てに対しては、案件毎の個別対応事案として、竹原支局では、当該案件に直接関与する部署が対応するが、当該不服申立てに至るまでの間に、当該案件に対する意思決定に関して、会議を行うようなことはしていないし、担当者が集まって協議をするようなことがあっても議事録は作成していない。
- 3 竹原市局内の会議等において、苦情等への対応策等が議題となったことはなく、また、当該会議等の内容について、条例に規定する行政文書としての議事録が作成されてはいない。

以上のことから、条例に規定する行政文書として、異議申立人の主張の趣旨に合致するものは存在しないため、開示することはできないとした本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件請求は、「東広島地域事務所建設局竹原支局における局内運営審議会（会議の名称は問わないが、竹原支局管内で発生している不服申立てや苦情が問題となっている事案にかかる現状と対応策についての内容が議題となった協議会を含む）の議事録」の開示を求めたものであり、実施機関は作成又は取得していないため、不存在としたものである。

2 本件処分の妥当性について

当審査会が実施機関に確認したところ、竹原支局においては、局内運営審議会という会議は存在せず、定期的な局内会議としては、課長職以上の会議があるが、それは行事予定の周知や連絡事項の伝達等を行うものであり、議事録を作成していないということであった。

また、実施機関によると、竹原支局における苦情等への対応については、担当部署において聞取票等を作成するとともに、所属長の決裁を得て対応策等を決定することとしており、必要に応じて竹原支局の関係部署による打合せを行い、対応策等を検討することとしているが、議事録は作成していないということであった。

当審査会において、県の関係規程である広島県文書等管理規則（平成13年4月1日規則第31号）及び広島県文書等管理規程（平成13年4月1日訓令第5号）を見分したところ、内部の会議や打合せの議事録の作成を実施機関に義務付ける規定は認められなかった。

したがって、実施機関がこれらの会議等の議事録を作成していなくても不自然又は不合理であるとは認められない。

以上のことから、本件対象文書を作成していないため、不存在を理由として不開示とした本件処分は妥当である。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 2. 24	・ 諮問を受けた。
17. 11. 30	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
19. 11. 26	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
19. 11. 29	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
20. 4. 28	・ 異議申立人から意見書を収受した。
20. 5. 8	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
25. 2. 21 (平成 24 年度第 11 回)	・ 諮問の審議を行った。
25. 4. 18 (平成 25 年度第 1 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

荒 井 秀 則	弁護士
中 坂 恵美子	広島大学大学院教授
横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授